

自然環境の保全について

1. 生物多様性をめぐる最近の動きについて

(1) 第3次生物多様性国家戦略

- 生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる政府の施策を体系的に取りまとめ、その目標と取組の方向を示したもの。
- 平成7年10月に「生物多様性国家戦略」、平成14年3月に「新・生物多様性国家戦略」を策定、これまでの生物多様性をめぐる国内外の動きも踏まえて、平成18年度より見直し検討を行い、平成19年11月27日に「第3次生物多様性国家戦略」を閣議決定。

(2) 生物多様性基本法

- 生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めたもの。
- 平成20年5月に議員立法により成立、同年6月6日から施行。
- 同法に「生物多様性国家戦略」の策定が法定化されたことを受け、同法に基づく「生物多様性国家戦略」の策定を検討中。

(3) 生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）及びCOP10日本開催決定

- 本年5月にドイツのボンで開催された COP 9において、2010年に愛知県名古屋市で COP10 が開催されることが決定。
- COP10 では「2010年目標」(※)の達成状況の評価と2010年以降の新たな目標や ABS（遺伝資源のアクセスと利益配分）に関する国際的な枠組み等が検討される予定。
- COP10 の2010年開催に向けて、開催国としてリーダーシップを発揮していく。

○また、その一環として生物多様性の持続可能な利用を推進する観点から、日本の里地里山の取組に加え、アジアをはじめ世界各国における自然共生の智慧や事例を収集・分析することにより、持続可能な自然資源管理のモデルを構築し、COP10において「SATOYAMA イニシアティブ」として提案・発信する予定。

(※) 2010年目標

「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標。生物多様性条約第6回締約国会議（2002年）で採択。

(4) G8環境大臣会合と北海道洞爺湖サミット

○本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合において、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意。

○7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおいても首脳宣言で支持されたところ。

(5) トキの放鳥

○本年9月25日、新潟県佐渡市において、野生順化訓練を行った10羽のトキを放鳥。これまでに、放鳥個体の飛翔、採餌活動が確認されており、自然への順化が進みつつある状況。

○今後、モニタリングを継続しつつ、繰り返して放鳥を行い、平成27年頃に60羽の定着を目指しているところ。

(6) ラムサール条約湿地への登録

○本年10月28日～11月4日に韓国・昌原（チャンウォン）で開催されるラムサール条約第10回締約国会議に合わせて、新規登録4箇所、区域拡張1箇所を予定。

○新規登録は、化女沼（宮城県大崎市）、大山上池・下池（山形県鶴岡市）、瓢湖（新潟県阿賀野市）、久米島の溪流・湿地（沖縄県久米島町）、区域の拡張は、琵琶湖（拡張部分は滋賀県近江八幡市、安土町）。

○今回の登録によって、我が国の湿地登録数は37箇所、面積合計は13万1,027ha。

【参考】生物多様性とは

地球上に存在するすべての生物やその生息環境等がそれぞれ異なっている（変異性を有している）ことを意味している。

生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、種の内部に含まれる遺伝的な多様性という3つのレベルで、生物の多様性をとらえている。

生物多様性は生物進化の歴史の所産であり、人類の生存基盤である生態系が健全に維持されるために重要である。また、衣食住、薬品、燃料などさまざまな恵みを人類にもたらすものである。

「第3次生物多様性国家戦略」の概要

一人と自然が共生する「いきものにぎわいの国づくり」を目指して

平成19年11月27日閣議決定

第1部：戦略

【生物多様性の重要性】

いのちと暮らしを支える生物多様性

- ①すべての生命の存立基盤 — 酸素の供給、豊かな土壌の形成など—
- ②将来を含む有用な価値 — 食べもの、木材、医薬品、品種改良、未解明の遺伝情報など—
- ③豊かな文化の根源 — 地域色豊かな文化や風土、全てのいのちを慈しむ自然観など—
- ④暮らしの安全性 — 災害の軽減、食の安全確保など—

【課題】

- 第1の危機 ・開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機 ・里地里山などの手入れ不足による自然の質の変化
- 第3の危機 ・外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱

地球温暖化による危機 — 逃れられない深刻な問題—
・多くの種の絶滅や生態系の崩壊

【長期的な視点】

100年先を見据えた グランドデザイン

・生物多様性から見た国土のグランドデザインを、国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示

【多様な主体の参画】

地方・民間の参画

・地域での活動に結びつけるため、地方や企業による取組の必要性を強調

4つの基本戦略

- I 生物多様性を社会に浸透させる
- II 地域における人と自然の関係を再構築する
- III 森・里・川・海のつながりを確保する
- IV 地球規模の視野を持って行動する

第2部：行動計画

- ・約660の具体的施策
- ・実施省庁を明記
- ・34の数値目標

生物多様性基本法の構成

前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

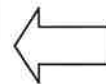
基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携



年 次 報 告

白書の作成（運用上は、環境白書・循環白書と統合）

生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

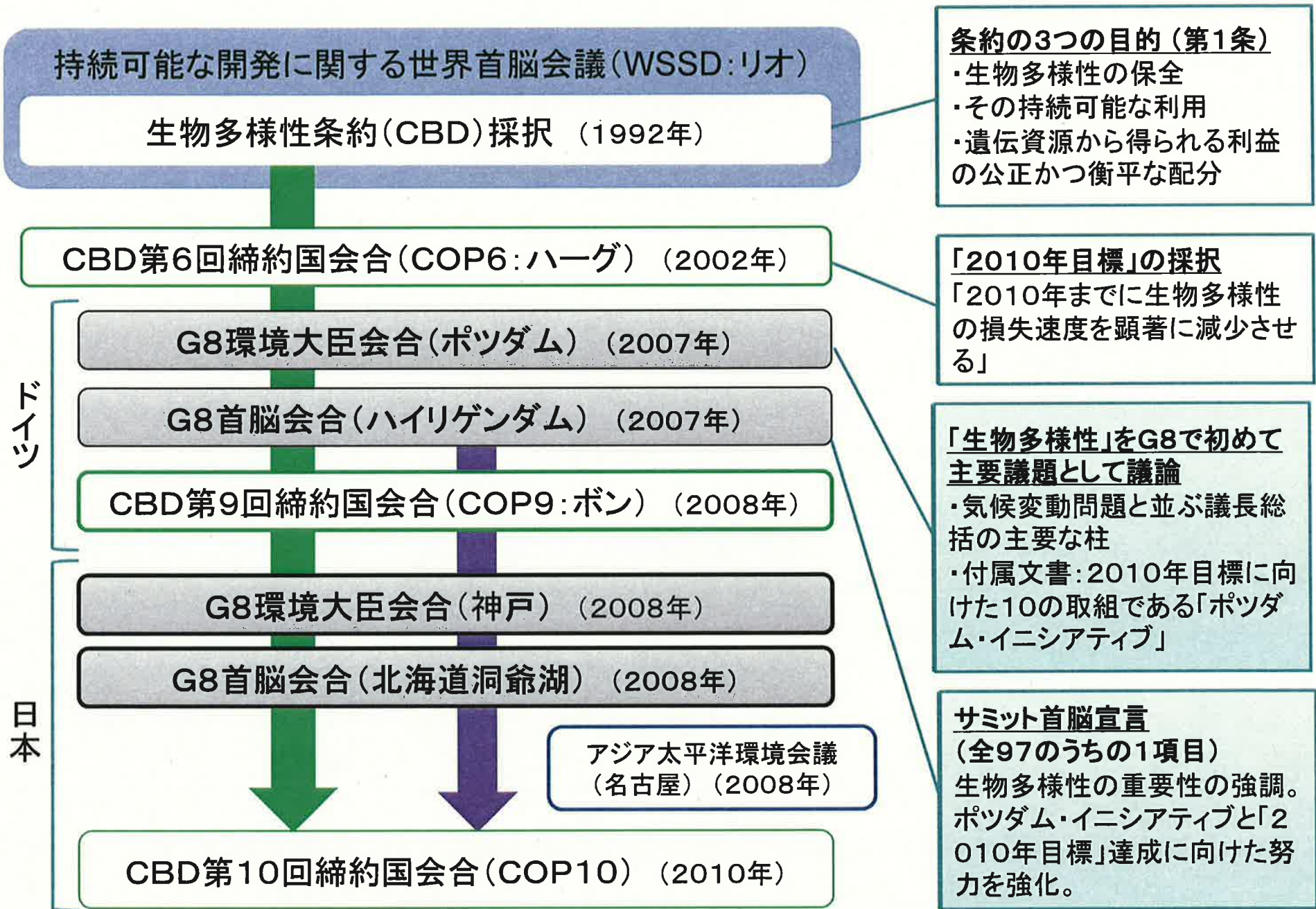
持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

生物多様性に関する国際的な議論の経緯



生物多様性条約について

■ 経緯

- 1992・5 採択
- 1992・6 国連環境開発会議(UNCED)で署名
- 1993・5 日本が条約を締結
- 1993・12 条約発効

■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

■ 締約国数 191ヶ国 [ECを含む 米は未締結]

■ 条約事務局

モントリオール(カナダ)

■ 2010年目標

- ・「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標
- ・2002年のCOP6(オランダ・ハーグ)で採択

■ 生物多様性国家戦略

締約国は、条約第6条に基づき生物多様性国家戦略を策定。
わが国は2007年11月に第3次生物多様性国家戦略を閣議決定。

■ 締約国会議(COP)

締約国会議(Conference of the Parties: COP)は条約の実施等に関する意思決定を行う場。概ね2年に1度開催される。

【第10回締約国会議(COP10)の日本開催】

本年5月19日～30日にドイツ・ボンで開催された第9回締約国会議(COP9)において、COP10の2010年10月愛知県名古屋市開催が決定。

COP10の開催される2010年は、「2010年目標」の目標年であり、国連が定める「国際生物多様性年」でもある重要な節目の年。

■ COP10

期 間:2010年10月19日～29日
閣僚級会合 27日～29日

場 所:愛知県名古屋市
名古屋国際会議場

■ COP10の大きなテーマ

- ・2010年目標の評価
- ・2010年以降の次期目標の採択
- ・ABSに関する国際的枠組みの検討完了

2008年
5月24日～26日

G8環境大臣会合・神戸

「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」

- ・生物多様性は、我々の生命と世界の経済開発の不可欠な基礎であること
- ・2010年目標達成のためには今まで以上の努力が必要であること
- ・生物多様性条約の3つの目的を支持すること、などを再確認



1. 2010年目標の達成とフォローアップ行動
生物多様性国家戦略策定・実施、GBO3作成、
対話プロセスの開始

2. 生物多様性の持続可能な利用
SATOYAMAイニシアティブ、違法伐採、REDD

3. 生物多様性と保護地域
重要生態系ネットワーク、国際サンゴ礁年

4. 民間参画
様々な主体の対話の場、生物多様性の主流化、CSR

5. 生物多様性のモニタリングのための科学の強化
気候変動の影響も含めた生物多様性のモニタリング



「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の 実施のための日本の取組

1. SATOYAMAイニシアティブ

- ・日本の里山のような自然と調和した社会に関する世界中の伝統的、地域的な知恵や事例の収集、提供
- ・国際ワークショップや専門家会合の開催



2. 東アジア・サンゴ礁海洋保護区ネットワーク

- ・国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組におけるサンゴ礁海洋保護区ネットワーク形成
- ・「国際サンゴ礁海洋保護区ネットワーク会議」の開催。



3. 神戸生物多様性対話

- ・「神戸生物多様性対話」の開催

政府、ビジネス、NGO、研究者、国際機関を含む、様々な利害関係者間の情報交換、対話、議論、協力を促進

4. 地球規模生物多様性モニタリング・ネットワーキング・イニシアティブ

- ・気候変動の影響を含む生物多様性のモニタリングにおける国際的な協力
- ・全球地球観測システム(GEOSS)や長期生態学研究ネットワーク(ILTER)等、既存の活動の強化。

2. 自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置について (中央環境審議会への諮問)

(1) 諮問の背景

- 平成14年の法改正時の自然公園法附則第2条における、法の施行（平成15年4月1日）後5年を経過した場合における必要な見直し規定への対応。
- 第3次生物多様性国家戦略（平成19年11月閣議決定）の策定及び生物多様性基本法（平成20年6月公布）の制定等、近年の生物多様性保全の観点からの施策の充実への対応。
- 自然公園事業施設の管理運営の充実を通じた質の高いサービスの実現。

(2) 検討の進め方

- 上記のような背景を踏まえて、平成20年10月7日（火）に中央環境審議会に対して諮問。
- 中央環境審議会では、自然環境部会及び自然公園のあり方検討小委員会において検討を進め、学識経験者からのヒアリングやパブリックコメントも踏まえて、今年度中に答申をいただく予定。

(3) 検討の方向

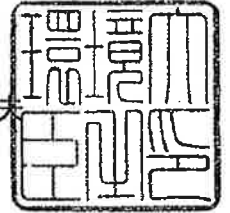
- 国立・国定公園における生物多様性保全施策等の充実
- 国立・国定公園における公園事業施設の管理運営の充実



諮問第247号
環自国発第081007001号
平成20年10月7日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣 齊藤鉄夫



自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、自然公園の今後のあり方について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成14年の自然公園法の一部を改正する法律（平成14年法律第29号。以下、「改正法」という。）では、利用者の増大、特定の野生動物の採取圧の増大、二次的自然の質的変化及びきめ細かな公園管理の必要性等、自然公園における生物の多様性の確保を図ることへの要請の高まりを受けて所要の措置を講じた。

その際、改正法附則第2条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の自然公園法（以下この条において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

改正法は平成15年4月1日に施行されたが、既にその施行から5年を経過したところであり、また、第3次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日閣議決定）の策定及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）の制定等を踏まえ、自然公園制度等において生物多様性の保全の観点からの更なる施策の充実が求められているところである。

これらの状況を勘案し、自然公園法の施行状況等を踏まえた自然公園制度に関する必要な措置について、貴審議会の意見を求めるものである。

3. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) について

(1) 法律の概要

○平成20年3月、動物愛護の観点からペットフードの安全性を確保することを目的とし、第169回国会に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」案を提出。6月11日成立、18日公布。

1) 基準又は規格の設定及び製造等の禁止

ペットフードの基準・規格を定め、当該基準・規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止する。

2) 有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止する。

3) ペットフードの廃棄等の命令

国は、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4) 製造業者等の届出

製造業者又は輸入業者は、国に氏名、事業場等を届け出なければならない。

5) 帳簿の備付け

製造業者、輸入業者又は販売業者（小売の場合は除く。）は、販売等をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

6) 報告徴収、立入検査等

国によるペットフードの製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について定める。

(2) 今後のスケジュール（案）

平成20年8月～12月 中央環境審議会及び農業資材審議会における基準・規格案の検討

平成21年1月～ パブリックコメント（30日間）

WTO 衛生植物検疫（SPS）通報

平成21年6月1日 ペットフード安全法施行（予定）

愛がん動物用飼料安全法成立の背景

国民生活における愛がん動物の重要性の高まり

- ・愛がん動物の飼養頭数
犬・猫：約2,400万匹(H18推計)

愛がん動物用飼料の流通の拡大・多様化

- ・産業の規模 2,428億円(H18)
〔愛がん動物用飼料の種類別シェア
犬用：60%・猫用：34%〕
- ・製品に占める輸入品の割合の増加
42% → 53%
(H5) (H18)
(アメリカ、オーストラリア、タイが上位3ヶ国)

愛がん動物用飼料をめぐる問題の発生

- ・米国では、平成19年3月以降、メラミンを混入した愛がん動物用飼料が原因となって、犬・猫約4,000匹が死亡
- ・我が国でも、メラミンの混入、かび毒による汚染など安全性に問題のある愛がん動物用飼料が流通し、自主回収に至る事例が相次いで発生
- ・業界団体に所属していない製造業者、輸入業者に対してはこれまでの業界による自主規制では対応に限界

政府としての対応

- H19年8月、動物愛護に関する業務を所掌する環境省と、家畜用飼料を所掌する農林水産省が合同で有識者による「ペットフードの安全確保に関する研究会」を設置。
- 同年11月には研究会の中間とりまとめとして、動物愛護の観点からペットフードの安全確保に緊急に取り組むべきであり、法規制の導入が必要であるとの方向性が示された。
- これを受け、平成20年3月、第169回国会に環境省及び農林水産省が共同で「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」案を提出。6月に成立・公布。